

特別区区民葬儀における助成制度の創設について

1 特別区区民葬儀について

区民の葬儀費用の負担軽減のため、全東京葬祭業協同組合連合会に加盟する区民葬儀取扱業者（葬儀、搬送及び火葬運営事業者）が行う葬儀をいう。区民葬儀券は、区民課戸籍窓口で発行し、利用者は区民葬儀券（祭壇券、霊柩車券、火葬券）の区分ごとに必要とするものを選び利用することができる。

2 助成制度創設の理由

区民葬儀取扱業者である東京博善株式会社（特別区内で6か所の火葬場を運営）が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を公表した。東京博善株式会社の火葬場で火葬を行う場合の一般料金は87,000円となり、区民葬儀（火葬料金59,600円）を利用できなくなる。

また、昨今の物価高騰により葬儀全般に係る費用が増加していること、火葬場が公共的な施設であること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から23区共通の助成制度を創設することとした。

3 助成期間

令和8年度から当分の間

4 助成内容

区民葬儀を利用し、かつ、特別区が指定する民営火葬場（区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、火葬券が利用できなくなる民営火葬場）を利用した区民に対し、助成を行う。

なお、助成額及び助成手続き等制度の詳細は、特別区長会において検討し、後日改めて報告する。